



西久保駐在だより

平成29年11月号
茅ヶ崎警察署
電話 82-0110



ご存知ですか?

被害相談窓口



犯罪の被害者は、再び被害に遭うのではないかと不安や様々な精神的被害を受け、長期にわたって苦しめられています。警察は、これら被害者の声にこたえるべく、警察本部や警察署に各種被害の相談窓口を設けています。

◎ 被害者支援のホームページ

- 神奈川県警察
<http://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesb0023.htm>
- 警察庁
<http://www.npa.go.jp/higaisya/home.htm>

許さないう!

児童への性的搾取



児童ポルノの製造や児童買春を始めとする児童の性的搾取等は、子どもの心身に有害な影響を及ぼし、その人権を著しく侵害する極めて悪質な行為であり、断じて許されるものではありません。しかも、児童への性的搾取等は、児童を守り育てべき大人たちの手によって行われており、また、インターネットを通じて時と場所を超え長期かつ継続的に子どもを傷つけることも多くあります。児童の性的搾取等を撲滅し、子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境づくりに社会全体で取り組みましょう。



～指名手配被疑者の検挙にご協力を～

警察では、毎年11月を「指名手配被疑者捜査強化月間」として、全国警察の総力を挙げて追跡捜査を一段と強化することにしています。現在、全国の警察では、警察庁が指定している重要指名手配被疑者を始め、

約700人の被疑者を指名手配して行方を追っており、そのうち、神奈川県警察では約40人の被疑者を指名手配しています。人目を気にする人や、不審な行動をする人を見かけた場合は、警察に通報してください。



※ なお、情報をいただいた皆さんには、御迷惑がかからないよう細心の注意を払っておりますので、どうぞ御安心ください。

児童虐待事案の早期発見にご協力を!!

◎ 児童虐待とは・・・

- 保護者が、監護する18歳に満たない子どもに対して、
- 1 殴る、蹴る、激しく揺さぶるなどの暴行を加えること。【身体的虐待】
 - 2 わいせつな行為をしたり、させたり見せたりすること。【性的虐待】
 - 3 食事を与えない、病気になっても病院に連れて行かないなど、保護者としての監護を著しく怠ること。【ネグレクト】
 - 4 子どもの目の前で家族に対する暴力(DV)を行う、言葉で脅す、無視をするなど、著しい心理的外傷を与えること。【心理的虐待】



☆ あなたの身近なところで、こんな子どもはいませんか?

- 身体に不自然な傷やアザがある。
- 着衣や髪の毛がいつも汚れている。
- 食事を与えられていない。
- 頻繁に怒鳴られ、ひどく泣いている。
- 夜遅くまで1人で遊んでいる。

◎ 児童虐待かもしれないと感じたら、迷わず連絡してください!

「児童虐待を受けたと思われる児童」を発見した者は、児童相談所等に通告しなければなりません(児童虐待の防止等に関する法律第6条)。児童虐待かもしれないと感じたら児童相談所の全国共通ダイヤル「189番」に連絡をしてください。(189番にかけると最寄りの児童相談所につながります。なお、緊急の場合は110番へ通報してください。)

警察本部「子ども110番」で24時間児童虐待の情報提供を受け付けています。

相談ダイヤル 0120-604-415

「神奈川県警察音楽隊マリンコンサート」開催のお知らせ

- 1 開催日時
11月16日(木曜日)午後0時10分から午後0時50分までの間
 - 2 開催場所
クイーンズスクエア横浜クイーンズサークル(横浜市西区みなとみらい2-3)
 - 3 入場方法
入場観覧は自由です。
- ※ 中止又は開催日時等が変更になる場合があります。



～安全で安心して暮らせる地域社会の実現～
「県民の期待と信頼に応える力強い警察活動の推進」

